

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月13日
【発行者名】	サムティ・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 川本 哲郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	サムティアセットマネジメント株式会社 リート運用本部 リート企画部 部長 定塚 泉美
【電話番号】	03-5220-3841
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券に係る投資法人の名称】	サムティ・レジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 4,246,000,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 220,000,000円
	（注1）発行価額の総額は、2018年8月3日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は、上記の金額とは異なります。
	（注2）売出価額の総額は、2018年8月3日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
安定操作に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月10日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先であるサムティ株式会社及び株式会社大和証券グループ本社の状況等に関する事項を追加するとともに、売却・追加発行等の制限に関する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

（16）その他

申込みの方法等

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

（16）【その他】

申込みの方法等

< 訂正前 >

（前略）

（ホ）引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主であるサムティ株式会社及び株式会社大和証券グループ本社に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、それぞれ3,306口及び2,375口を販売する予定です。

< 訂正後 >

（前略）

（ホ）引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主であるサムティ株式会社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、個別に又は総称して「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、それぞれ3,306口及び2,375口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 3 販売先の指定について」をご参照ください。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関連して、本投資法人の投資主であるサムティ株式会社に、共同主幹会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降360日を経過する日までの期間、共同主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の大和証券株式会社への貸付け及びグリーンシューオプションの行使に基づく大和証券株式会社への本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

共同主幹会社は、前記の期間中であってもその裁量で、前記制限の一部又は全部を解除する権限を有する予定です。

- (2) 一般募集に関連して、本投資法人の投資主である株式会社大和証券グループ本社に、共同主幹会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降360日を経過する日までの期間、共同主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等（ただし、本投資法人による自己投資口の取得に応じた本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

共同主幹会社は、前記の期間中であってもその裁量で、前記制限の一部又は全部を解除する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関連して、本投資法人の投資主であるサムティ株式会社は、共同主幹会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降360日を経過する日までの期間、共同主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の大和証券株式会社への貸付け及びグリーンシューオプションの行使に基づく大和証券株式会社への本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹会社は、前記の期間中であってもその裁量で、前記制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

- (2) 一般募集に関連して、本投資法人の投資主である株式会社大和証券グループ本社は、共同主幹会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降360日を経過する日までの期間、共同主幹会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本投資口の売却等（ただし、本投資法人による自己投資口の取得に応じた本投資口の売却等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹会社は、前記の期間中であってもその裁量で、前記制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

(中略)

3 販売先の指定について

指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	サムティ株式会社
	本店の所在地	大阪市淀川区西中島四丁目3番24号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第36期（自 2016年12月1日 至 2017年11月30日） 2018年2月28日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第37期第1四半期（自 2017年12月1日 至 2018年2月28日） 2018年4月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第37期第2四半期（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日） 2018年7月13日 関東財務局長に提出		

b. 本投資 法人と 指定先 との間 の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数(2018年8月13日現在)	—
		指定先が保有している本投資口の数(2018年8月13日現在)	24,274口
	人事関係	指定先は、本書の日付現在、本資産運用会社に対して、非常勤取締役3名を派遣しています。また、本資産運用会社の役職員のうち4名が指定先からの出向者です。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	本投資法人は、本資産運用会社及び指定先との間で、メインスポンサーサポート契約を締結し、指定先から多様なメインスポンサーサポートを受けています。また、指定先は、本投資法人との間で、取得予定資産である、S-RESIDENCE新大阪Ridente、S-FORT福島La Luna、S-FORT福島Libre、S-FORT上社、S-RESIDENCE宮の森、S-FORT東札幌Nordo、S-FORT江坂垂水町、S-FORT元浜及びS-RESIDENCE松戸に係る売買契約を締結しています。	
c. 指定先の選定理由	指定先は、本資産運用会社の親会社であり、本投資法人と指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	3,306口		
e. 投資口の保有方針	本投資法人及び本資産運用会社は、指定先が保有した投資口について、オーバーアロットメントによる売出しが行われ、グリーンシューオプションが行使された場合に大和証券株式会社に対して売却することを除き、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金預金を確認することにより、指定先が上記3,306口の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	2018年8月13日現在、指定先は東京証券取引所市場第一部に上場していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。		

a. 指定先の概要	名称	株式会社大和証券グループ本社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度 第81期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月28日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度 第82期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月3日 関東財務局長に提出</p>	
b. 本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（2018年8月13日現在）	—
		指定先が保有している本投資口の数（2018年8月13日現在）	161,700口
	人事関係	指定先は、本書の日付現在、本資産運用会社に対して、非常勤取締役1名を派遣しています。	
資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。		
技術又は取引等の関係	本投資法人は、本資産運用会社及び指定先との間で、サブスポンサーサポート契約を締結し、指定先から多様なスポンサーサポートを受けています。		
c. 指定先の選定理由	指定先は、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主であり、本投資法人と指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	2,375口		
e. 投資口の保有方針	本投資法人及び本資産運用会社は、指定先が保有した投資口について、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金預金を確認することにより、指定先が上記2,375口の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	2018年8月13日現在、指定先は東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。		

投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、その保有する本投資口の売却等の制限に関する合意をしております。その内容につきましては、前記「2 売却・追加発行等の制限 / (1)」及び前記「2 売却・追加発行等の制限 / (2)」をご参照ください。

発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

一般募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	一般募集後の 所有投資口数 (口)	一般募集後 の総議決権 数に対する 所有議決権 数の割合 (%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	161,700	35.41	164,075	32.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,638	6.27	28,638	5.68
サムティ株式会社	大阪市淀川区西中島四丁目3番24号	24,274	5.31	27,580	5.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,195	4.86	22,195	4.40
近畿産業信用組合	大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番8号	18,400	4.02	18,400	3.65
大和PIパートナーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,858	2.37	10,858	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	9,089	1.99	9,089	1.80
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	8,984	1.96	8,984	1.78
大阪厚生信用金庫	大阪市中央区日本橋二丁目8番14号	5,820	1.27	5,820	1.15
大同信用組合	大阪市西区北堀江一丁目4番3号	4,957	1.08	4,957	0.98
合計		294,915	64.58	300,596	59.63

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2018年7月31日現在の数値を記載しています。

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年7月31日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分及び本投資口のうち、それぞれ3,306口及び2,375口のサムティ株式会社及び株式会社大和証券グループ本社に対する販売先指定に対し指定先が全て応じた場合の指定先に係る増加分を加味しています。また、大和証券株式会社によってオーバーアロットメントによる売出しが行われ、これに関連して、一般募集後、サムティ株式会社が大和証券株式会社に付与する予定であるグリーンシュエーションが行使された場合には、その限りにおいてサムティ株式会社が所有する本投資口の口数が減少することとなります。すなわち、オーバーアロットメントによる売出しに関してサムティ株式会社から大和証券株式会社に対して付与されたグリーンシュエーションが全て行使された場合、サムティ株式会社による所有投資口数は25,205口(一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は5.00%)となる予定です。一方、大和証券株式会社がグリーンシュエーションを行使しない場合のサムティ株式会社の一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は表中に記載のとおりです。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を切り捨てて記載しています。

投資口併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

その他参考になる事項
該当事項はありません。